

府中市福祉計画(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

令和2年11月24日(火)から令和2年12月23日(水)まで

2 意見の件数等

意見件数	提出者数	意見の提出方法別人数				
		電子メール	ファックス	郵送	意見投函箱	窓口
25件	9名	1名	4名	0名	1名	3名

3 意見の内訳

(1)府中市福祉計画(案) 2件

(2)府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(案) 1件

(3)府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)(案) 7件

(4)府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案) 15件

4 意見の概要及び市の考え方

別紙のとおり

府中市福祉計画(案)

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	福祉計画における地域力の強化について	<p>計画(案)では「つながり合い、支え合い安全で安心して暮らせるまちの実現へ」。そのために、身近な圏域で、住民主体の支え合いと情報共有の仕組みを充実させることによる「地域力強化」と、多機関連携による「包括的な相談体制の構築」を進めるとあり、今回の「計画案」のポイントは福祉エリアを11か所の文化センター単位に細かくすること、多機関連携をより強めようということですが、「住民主体の支え合い」があまり進んでいない延長線上に「地域力の強化」は可能なのでしょうか？住民主体の支え合いがなかなか進まないのはなぜか、ここに真正面から分析を加え、取り組む姿勢が必要ではないか。「地域力」という規定、表現もイメージが湧かない。</p>	<p>福祉計画策定にあたり、文化センター圏域別グループディスカッションで挙げられた「様々な地域の課題を解決し、地域でできることを増やしていくための情報共有の仕組みづくりを進めること」が課題であると捉えております。</p> <p>府中市福祉計画の下位計画である、府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の、基本目標の1つに「地域力の強化」を位置づけ、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めるとともに、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援などを通して、「地域力の強化」を推進してまいります。</p>
2	介護人材の確保や地域包括支援センターの経営などについて	<p>計画案が提起している「多機関連携による包括的な相談支援体制の構築」は、制度の挟間や複数の制度にまたがる困難を抱えた個人など、これまでも必要とされてきました。その点で、多機関の連携の強化を図ることは評価できます。しかしながら、介護事業所の人手不足や、介護報酬の低さからくる経営困難、「地域包括支援センター」の極度の多忙さと経営困難など、ここに支援の処置がされなければ、多機関連携による相談支援体制の構築は不可能です。</p>	<p>介護事業所の人手不足につきましては、府中市福祉計画の下位計画である、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)において、課題の整理と今後の対応方針を示すとともに、基本目標の一つとして対応方針を掲載しております。</p> <p>また、地域包括支援センターの相談業務は、相談対象世帯が抱える問題が多問題化しているケースが増え、その対応については他の機関と連携しながら進めるなど苦慮することも増えてきております。地域包括支援センターの業務負担については、業務全体の簡素化など見直しを進めることで、負担の軽減を検討してまいります。こうした課題への対応を検討しつつ、各専門機関との連携による相談支援体制の構築を進めてまいります。</p> <p>なお、介護報酬に関しましては、全国一律的に国で定めておりますので、本市で独自に取り組むことはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(案)

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	計画策定の背景・趣旨について	<p>第1章の計画の策定に当たって、計画策定の背景・趣旨で「ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを目指し、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を策定する」としている。既に本市には平成21年(2009年)に施行された、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを進めることを謳った「府中市福祉のまちづくり条例」及び施行規則がある。この条例を本計画にしっかり位置付ける必要があるのではないか。</p>	<p>府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(以下、本計画といいます。)は、第1章の3計画の位置付けにおいて、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定したものと記載しており、本計画が府中市福祉のまちづくり条例に基づくという位置付けが明らかにされているものと考えております。</p>

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)(案)

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	介護人材の確保について	<p>私は永年医療介護分野で働いて来ました。現在72才、団塊世代なので今後の超高齢社会を迎えるに当たってはまさに私たちのさし迫った問題です。</p> <p>心配なのは、サービスを受ける側の受けにくくなることや、提供する側の人材不足の事です。今でさえも不足なのでから今後本当に深刻になると考えられ、どうぞ力を入れて育成と市独自で改善できる処遇には積極的に財政支援をしてください。</p> <p>今、手を打たないとすぐには人材として力になれないと思うので早急に対策をとっていただくように切に望みます。そして少なくとも今働いている人たちが希望と誇りを持てるようにと考えます。</p>	<p>本市としましては、引き続き介護保険制度を適正に運営することで、要介護(要支援)認定者が、真に必要とするサービスを適切に利用することができるように努めてまいります。</p> <p>また、介護人材に関しましては、計画書に記載のとおり、取り組んでまいります。また、介護職員の処遇改善に関しましては、介護報酬に対応すべきと考えておりますので、国の動向に注視してまいります。</p>
2	地域共生社会の実現	<p>「…介護保険制度に基づく地域づくりに一体的に取り組むことで地域共生社会の実現を図っていく必要がある」</p> <p>介護保険制度に基づく地域づくり…どういうことかわかりません、具体的に説明を。</p>	<p>介護保険制度における地域づくりについては、第3章計画の基本的な考え方の計画の基本理念以降に記載しております。</p>
3	感染症対策の推進	<p>「新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて備える…」</p> <p>今日の状況下、新型コロナウイルス感染症問題に言及すべきではないでしょうか。あわせて市独自の対応策と体制の構築についても明記すべきだと思います。</p>	<p>当該対策行動計画には、新型コロナウイルス感染症に関しても定めております。また、感染症対策に関しまして、市町村は国や都道府県の主導のもと、要請に基づき応じ、適宜対応することとされています。なお、本意見を踏まえ、事業番号63の計画欄を次のとおり修正します。「国や東京都からの通知を遺漏なく情報提供するなど連携して対応します。」</p>
4	「自助・互助・共助・公助」の視点	<p>例示に図表47を取り上げ</p> <p>「…自助(住まい)介護予防努力(自助)や、近所の助け合い、協力(互助)の最大限発揮で共助は安定、介護保険制度は持続可能性につながります」…</p> <p>逆ではないでしょうか。公的支援(介護保険)の枠組みが確立しているなかでこそ、共助も自助もその役割が発揮することができます。そのことは今日のコロナ禍に遭遇している状況が証明しているといえます。公的支援の枠組みのもとでこそ個々の助け合いが力を持ち、人間の尊厳を支える介護保険の役割を果たすこととなります。</p> <p>「自助、互助、共助、公助」の視点を強調する「新自由主義路線の破綻」は世界的にもあきらかになってきています。</p>	<p>地域包括ケアシステムは、公助の公的支援が重要であることはもちろんですが、あわせて自助、互助、共助の役割も重要であり、それぞれの役割を果たし、連携、協働してこそ、地域包括ケアシステムが構築されていくと認識しております。</p>
5	高齢者の居場所づくり	<p>サロン活動で関係者が苦勞し、悩んでいるのは「場所」の確保です。</p> <p>市が積極的に関わり、空き家、空き店舗等の活用について、公の立場で協力、援助すべきだとも思います。</p>	<p>サロンの設置や運営支援は府中市社会福祉協議会に委託して様々な会場のサロンへ実施しております。空き家や空き店舗の活用については、東京都の制度の他自治体の活用状況を調査し、実施の可否について検討してまいります。</p>
6	特定健康診査・特定保健指導 後期高齢者医療健康診査	<p>各年度の検診内容に、2019年度まで実施していた「胸部レントゲン」を加えること。胸部X線検査によって、多くの受診者が疾患を分り治療につながっています。医師会との協議を進めてください。</p>	<p>令和2年度の胸部X線検査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から委託先の府中市医師会と協議し、実施しないこととしました。今後は、従来どおり胸部X線検査を実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら対応していく必要があると考えています。なお、胸部X線検査につきましては、同じく胸部の検査を行う肺がん検診と合わせて、その在り方を検討してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	市の考え方
7	高齢者への感染症対策の普及啓発 介護サービス事業者の感染症対策の推進	個々の対策は必要だと思いますが、基本は市民のいのちと健康を守る地方自治体としての姿勢だと思います。国、都の方針によって保健所(東京都)の縮小が進められ、現状の多摩府中保健所の受け持つ範囲は100万人を超える人口を擁しています。コロナ禍に対して到底対応が出来ないことが明らかになっています。八王子、町田に次ぐ人口30万人近くを有する府中市として、「府中市保健所」設置に向けた取り組みをすべきだと思います。そのためにも全庁的な特別体制によるコロナ対策の取組みを望みます。	全庁的な特別体制によるコロナ対策の取組みについては、既に、健康推進課が事務局となり、実施しています。また、保健所の設置については、地域保健法において、政令市や中核市等が設置できるとされ、東京都内においては23区、中核市の八王子市、政令市の町田市のほか二次保健医療圏に設置されています。地域保健医療については、都及び各区市町村が連携しながら実施していくことが肝要であるため、市としては、多摩府中保健所と引き続き緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	障害のある児童への支援の充実	<p>インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実 特別支援学校の児童・生徒の交流が強調されすぎています。障害者権利条約や推進会議の中にある「共に学ぶ」ことのできる合理的配慮を求めるものです。従いまして(6)の は削除した、インクルーシブ教育に配慮した文章に書き換えてください。</p>	<p>障害のある児童への支援の充実のための方針の一つとして、「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を挙げておりますが、平成24年9月の文部科学省「共生社会の形成に向けて」にありますように、障害者の権利に関する条約第24条で述べられているのは、「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」です。 この「インクルーシブ教育システム」の重要性は変わらず、現在進行中の文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」においても基本的な考え方として示されています。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。 そのため、府中市の目指す共生社会の形成に向けても、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があり、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが御意見から分かりましたので、この視点に基づいて修正します。</p>
2	障害のある児童への支援の充実	<p>インクルーシブ教育(共に学ぶ場)とは、「通常の学級の児童・生徒と特別支援学級、副籍制度を活用した特別支援学校の児童・生徒との交流や共同学習を通じて、障害の理解を深める取り組み」によって実現されるものではなく、普通学級において合理的配慮を尽くすことにより実現される。交流・共同学習を前提にした取組では「共に学ぶ場」への積極的姿勢が見られない。合理的配慮による「共に学ぶ場」の実現への積極的姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>障害のある児童・生徒等の障害の状態は様々であり、合理的配慮を進めながら同じ場で共に学ぶことを追求しつつも、自立と社会参加を見据えて、その児童・生徒等の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することが、当該児童・生徒等にとって大切なことです。 一人一人の教育的ニーズに対応するためにも、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であると考えます。 御意見から、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが分かりましたので、「多様な学びの場」の充実させる視点で修正します。</p>

3	障害のある児童への支援の充実	インクルーシブ教育が教育の基本理念であることにより、「特別支援教育の推進」を冒頭に掲げるのではなくインクルーシブ教育の推進を掲げるべきである。	<p>障害のある児童への支援の充実のための方針の一つとして、「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を挙げておりますが、平成24年9月の文部科学省「共生社会の形成に向けて」にありますように、障害者の権利に関する条約第24条で述べられているのは、「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」です。</p> <p>この「インクルーシブ教育システム」の重要性は変わらず、現在進行中の文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」においても基本的な考え方として示されています。</p> <p>インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。</p> <p>そのため、府中市の目指す共生社会の形成に向けても、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があり、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが御意見から分かりましたので、この視点に基づいて修正します。</p>
4	障害のある児童への支援の充実	P.57及びP.93「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を共に学ぶ教育と直してください。	<p>障害のある児童への支援の充実のための方針の一つとして、「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を挙げておりますが、平成24年9月の文部科学省「共生社会の形成に向けて」にありますように、障害者の権利に関する条約第24条で述べられているのは、「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」です。</p> <p>この「インクルーシブ教育システム」の重要性は変わらず、現在進行中の文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」においても基本的な考え方として示されています。</p> <p>インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。</p> <p>そのため、府中市の目指す共生社会の形成に向けても、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があり、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが御意見から分かりましたので、この視点に基づいて修正します。</p>
5	市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	「事業番号1 障害者(児)福祉啓発事業(WaiWaiフェスティバル)(地域生活支援事業)」の内容のうち「障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流の場を設けます。」と記載がありますが、「障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流もしくは協働の場を設けます。」という文章に修正することを提案いたします。	頂いたご意見を踏まえ、「障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流や協働の場を設けます。」に修正します。
6	権利擁護の推進	自ら判断することに支援を必要とする人が安心してサービスを利用する事は大前提ながら現状ではそれだけでは「待ちの支援」でしかない。自ら判断することに困難があればこそ必要性の掘り起こしが必要とされる。積極的な働きかけを行うセンター事業の推進を求める。	本市では、認知症高齢者や障害のある方など判断能力が不十分な方でも安心して暮らし続けられるよう「権利擁護センターふちゅう」において、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成などを行ってまいりました。今後は、同センターを中核機関として、制度の一層の普及啓発と、権利擁護支援が必要な方の早期発見と相談支援を目的とした地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進めてまいります。

7	地域生活を支えるサービスの充実	<p>事業番号65在宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援(自立支援給付)の「内容」について 「身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。」とありますが、重度の知的障害がある方も、重度訪問介護のサービスがうけられるようになっていきます。文章に含意があるのかもしれませんが、知的障害についても明記してください。</p>	<p>当項目には、事業の対象者を詳細に記載しておりません。</p>
8	安心して生活できる環境づくり	<p>「障害がある人が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、計画相談を通して本人の希望の把握に努める」とあるが、現状は本人の希望の把握において不十分性を感じている。 財源や行政や事業者側の都合からの一方的な対応(計画相談の形骸化)を取ることなく本人の希望に寄り添った相談体制の構築を望む。</p>	<p>基幹相談支援センターを中心に、地域生活支援センターと連携し、相談支援事業所の質の向上に努めます。</p>
9	災害時の支援体制の構築と避難所の確保	<p>「事業番号110 福祉避難所の確保と在り方の検討」に「障害者福祉団体等の協力のもと、各障害に対応した避難所の検討を行います」と記載されていますが、この避難所が1次避難所を指しているものでありましたら、「各障害に対応した最寄りの避難所」という表現が好ましいと考えます。「事業番号110 福祉避難所の確保と在り方の検討」の枠内に記載されていますため、通常の避難所のことなのか、福祉避難所のことなのか、どちらを指しているのか分かりにくいと感じます。</p>	<p>当項目では、福祉避難所の内容を記載しております。 福祉避難所では、一次避難所での生活に支障があり、さらに医療や介護等のサービスを必要とする要配慮者を一時的に受け入れていくため、障害者福祉団体等の協力のもと、各障害に対応した避難所運営の検討が必要になると考えております。</p>
10	障害のある児童への支援の充実	<p>P.93交流や共同学習を通じた障害の有無にかかわらずインクルーシブ教育(共に学ぶ機会)を充実するの「交流や共同学習を通じた」の文言を削除してください。(ほかにも同様の記述の部分は削除を求めます。)</p>	<p>障害のある児童への支援の充実のための方針の一つとして、「インクルーシブ教育(共に学ぶ機会)の充実」を挙げておりますが、平成24年9月の文部科学省「共生社会の形成に向けて」にありますように、障害者の権利に関する条約第24条で述べられているのは、「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」です。 この「インクルーシブ教育システム」の重要性は変わらず、現在進行中の文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」においても基本的な考え方として示されています。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。 そのため、府中市の目指す共生社会の形成に向けても、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があり、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが御意見から分かりましたので、この視点に基づいて修正します。</p>

11	障害のある児童への支援の充実	<p>インクルーシブ教育は一義的に障害のある児童・生徒自身の基本的 人権の実現を目的とするものであり、その実現により児童・生徒の障 害に対する理解が深まる機会となる。特別支援教育の推進が直載イン クルーシブ教育の実現につながるものとは言いがたい。合理的配慮を尽 くす中での「共に学ぶ場の実現」を重点にするべきである。</p>	<p>障害のある児童・生徒等の障害の状態は様々であり、合理的配慮を進めながら同じ場で共 に学ぶことを追求しつつも、自立と社会参加を見据えて、その児童・生徒等の教育的ニーズ に最も確に応える指導を提供することが、当該児童・生徒等にとって大切なことです。 一人一人の教育的ニーズに対応するためにも、小・中学校における通常の学級、通級による 指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意し ておくことが必要であると考えます。 御意見から、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが分かりましたので、「多様 な学びの場」の充実させる視点で修正します。</p>
12	障害のある児童への支援の充実	<p>「特別支援教育の充実」ではなく、通常学級で共に学ぶ教育を原則とし てください。 特別支援教育の充実や分けられた教育を前提とした「交流や共同学 習」では、共に学ぶ機会を通じて共生社会を実現することから遠ざかり ます。 府中市においては、「障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を 充実させます。」ではなく、通常学級でともに学ぶ教育を充実するよう にしてください。</p>	<p>障害のある児童・生徒等の障害の状態は様々であり、合理的配慮を進めながら同じ場で共 に学ぶことを追求しつつも、自立と社会参加を見据えて、その児童・生徒等の教育的ニーズ に最も確に応える指導を提供することが、当該児童・生徒等にとって大切なことです。 一人一人の教育的ニーズに対応するためにも、小・中学校における通常の学級、通級による 指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意し ておくことが必要であると考えます。 御意見から、本素案の表現では、市民の方に誤解を与えることが分かりましたので、「多様 な学びの場」の充実させる視点で修正します。</p>
13	障害のある児童への支援の充実	<p>切れ目のない支援は、通常学級で共に学ぶ教育につながるものとして 行ってください。 文科省の特別支援教育により、通常の学級、通級による指導、特別支 援学級、特別支援学校という「多様な学びの場」を整備して就学先を振り 分けるシステムが行われている現状では、切れ目のない支援や障害 の早期把握・早期対応の体制を構築することが、この振り分けを強め る結果につながるおそれがあります。 府中市においては、切れ目のない支援が分ける教育につながらないよ う、支援は通常学級で共に学ぶ教育をめざすものとして行うことを計画 に位置付けてください。</p>	<p>「切れ目のない支援」については、児童の特性による本人や保護者の、困りの解消や軽減 に向け、所属機関が変わっても本人や保護者に対する支援が途切れないう、幼少期から 学校卒業後の進路を見据えた支援を行うという考え方に基づくものであり、教育環境への 支援に特化したものとはとらえておりません。 なお、関係機関に対する発達支援や合理的配慮に関する知識の啓発、普及については引 き続き実施して参ります。</p>
14	サービス見込み量	<p>〔重度訪問介護〕 サービス量・実利用者数の計画比が他に比較して低くなっている。利 用者の要望に応えているのか、積極的なサービス提供を行っているの か疑問である。実績に基づいて見込量を設定しているだけでは利用者 の要望の実現は覚束ない。見込量の積算の評価基準を明らかにすべ きである。</p>	<p>サービス量、実利用者数の計画値は、過去の実績からの伸び率や障害者手帳所持者数の 推移等から算出しています。</p>
15	市職員への理解・啓発	<p>「市職員」への理解・啓発についての計画がどこにも記載されていま せん。このことについては、市民から見ると、なぜ市職員への理解・啓 発事業の計画はないのかという疑問を持つことは容易に考えられます。 記載しない理由をお教え願います。</p>	<p>市職員への理解・啓発につきましては、本市においては平成28年12月13日施行「府中市 における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において、不当な差別的 取扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談体制の整備、研修・啓発を定めております。また 半期ごとに各部署の相談事例等を調査・集積しており、日々の業務において各部署で意識 して取り組んでいると認識しています。本計画では明記は致しませんが、継続して取り組んで参 ります。</p>